

プロポーザルを始めよう！

—質の高い建築設計の実現を目指して—

国土交通省大臣官房官庁営繕部

Government Buildings Department,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

質の高い建築設計を 実現するために

設計者 の選定

設計者の選定にあたっては、物品購入などと同じような設計料の多寡だけでは判断できません。

物品購入のように、購入するものの内容や質が、あらかじめ具体的に特定され、誰が行っても結果の同一性が保証されている場合には、競争入札によって調達することが適切であることは言うまでもありません。

しかし、建築の設計は、設計の内容や設計の結果があらかじめ目に見える形になっているわけではなく、設計者によってその結果に差が生じるものです。したがって、設計料が安いからといっても、設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質の建築物を得られないといった結果になりかねません。

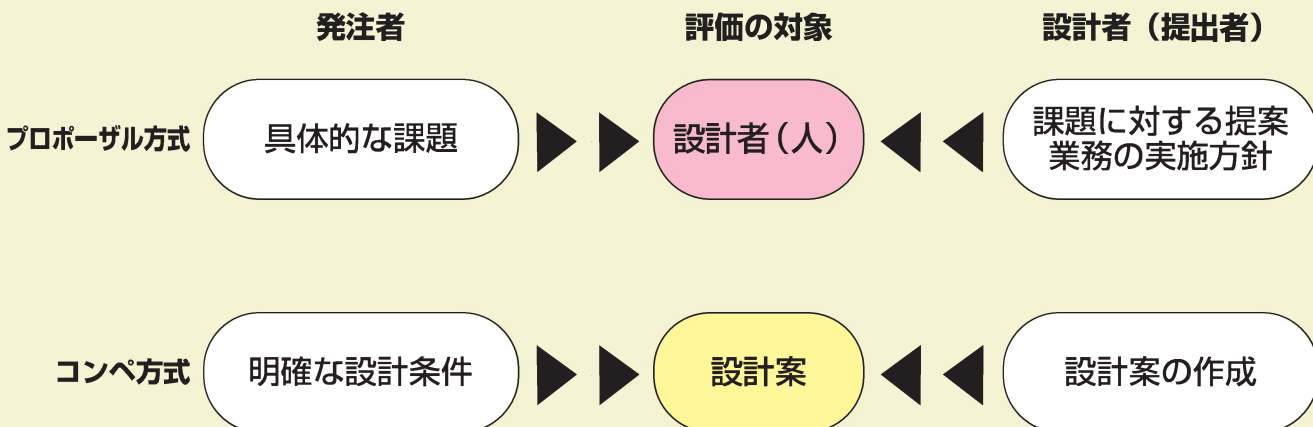
そこで、「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要」*になります。

※ 平成3年3月建築審議会答申「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」より引用

よい建築の実現のためには、 最適な設計者の選定が重要です。

質の高い建築設計を行うために最も重要なのは、設計者の能力や経験などの資質です。具体的には、設計者や設計組織（チーム）のもつ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが、発注者が要求する性能・品質の建築物を実現するうえで必要です。そうした設計者の選定方法として望ましいのが「プロポーザル方式」です。

この方式以外にも「設計競技（コンペ）方式」があります。「コンペ方式」は、最もすぐれた「設計案」を選ぶ方式です。これに対して「プロポーザル方式」では、最も適した「設計者（人）」を選定します。



プロポーザル方式とは

建築設計を委託するうえで、もっとも適した「設計者（人）」を選ぶ方式です。技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式です。

1

適切な設計者選定には、公正性、透明性、客観性が求められています

「プロポーザル方式」が適正に運営されれば、客観的な評価基準をもとに、公正な審査が行われ、選定プロセスも透明性が確保されます。時代が要請する公正性、透明性、客観性をもつ設計者選定が可能な方式です。

質の高い建築設計を可能にする選定方式

建築設計は、あらかじめその内容や結果が目に見える形になっているものではなく、設計料の多寡だけで選定することが適切とは言えません。完成した建築は、将来、何十年も残っていくものです。高い技術力や経験を持つそのプロジェクトに最も適した設計者を選ぶ「プロポーザル方式」がすぐれている点は、出来上がる建築物の質の高さに重点が置かれている点です。

2

3

選定までの費用・労力・時間の負担を少なく

「プロポーザル方式」では、設計案を作成するのではなく、具体的な実施方針・設計体制や実績の照会などに関する提案書類を作成することが中心となっています。「コンペ方式」に比べて、主催者側も提出者側も簡便に対応できる点が大きな利点としてあげられます。

設計者（人）を選ぶ方式

「コンペ方式」は設計競技であり、「設計案」そのものの良否を検討して選ぶものです。これに対して「プロポーザル方式」は「設計案」ではなく、設計を委託すべき適任者「設計者（人）」を選ぶ点が異なります。

4

5

発注者と設計者との共同作業

「プロポーザル方式」では、設計者を選定し、それから具体的な設計が発注者との共同作業により進められます。いわば、発注者と設計者との密接なコラボレーションによる質の高い建築設計が可能な方式といえます。

隠岐の島町新庁舎建設基本設計プロポーザルの実施状況と今後の予定

1. プロポーザル審査委員会

役 職	団 体 名 等	氏 名
委 員 長	米子工業高等専門学校 特任教授	熊 谷 昌 彦
副 委 員 長	島根県 隠岐支庁 県土整備局 建築部長	青 戸 智
委 員	隠岐の島町 副町長	大 庭 孝 久
委 員	隠岐の島町 総務課長	八 幡 哲
委 員	隠岐の島町庁舎建設検討委員会 副委員長	服 部 俊 彦
委 員	隠岐の島町庁舎建設検討委員会 委員	石 川 昭 美

2. プロポーザル実施スケジュール

	項 目	日 程
一 次 審 査	募集の公告（実施要領等の配布）	H28. 12. 19(月)
	参加表明書の受付期間	H28. 12. 19(月)～H29. 1. 12(木)
	一次審査結果発表（通知）	H29. 1. 20(金)
二 次 審 査	技術提案書提出期間	H29. 1. 23(月)～H29. 2. 15(水)
	二次審査（主観的評価）	H29. 2. 20(月)
	二次審査（ヒアリング）	H29. 2. 27(月)

3. プロポーザルの実施状況

- (1) 参加表明書提出者 6 者
- (2) 参加有資格者 5 者
- (3) 技術提案書提出者 4 者

株式会社 中林建築設計事務所

株式会社 昭和設計

梓設計・ナック建築事務所設計共同企業体

東畑・坂本設計共同企業体

4. 今後のプロポーザル実施予定

(1) 技術提案書の内容

① 業務実施方針

隠岐の島町新庁舎建設基本設計にあたっての考え方、工程計画、実施フロー及び設計上特に配慮する事項等について記述。

② 技術提案書

隠岐の島町新庁舎建設基本計画(案)を踏まえた上で、以下のテーマについて提案してもらう。

【テーマ1】

町民に開かれ、親しまれるとともに、隠岐の島町の風土や文化、周辺環境に配慮した建築計画と敷地利用計画等に関する考え方

【テーマ2】

防災拠点施設として役割を十分果たしうる庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画等に関する考え方

【テーマ3】

省エネルギー化や木質ペレットをはじめとする自然エネルギーの活用などによる環境負荷低減に配慮した建築計画及び建築設備計画等に関する考え方

【テーマ4】

地元産木材を活用した建築計画に関する考え方

【テーマ5】

来庁者が快適かつスムーズに利用できる仕組みとユニバーサルデザインの考え方

【テーマ6】

将来的な組織改編や、ライフサイクルコストを含めた機能的で柔軟性のある庁舎の考え方

【その他テーマ】

独自に課題を設定した技術提案があった場合には評価する

(2) 二次審査（主観的評価）

提出された技術提案書を確認し、委員各自が事前評価を行う。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提出された技術提案書について 20 分のプレゼンテーションと 20 分程度の質疑応答を行う。その後、委員は、評価要領に基づき提案者の審査を行う。